

令和 8 年度

春日井市立学校の教育職員に関する

業務量管理・健康確保措置実施計画

令和 8 年 4 月 春日井市教育委員会

目次

1	計画の趣旨・現状	1
2	目標	3
3	計画の期間	3
4	実施する業務量管理・健康確保措置の内容	4
5	関連する取組、今後のフォローアップについて	6

1 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

児童・生徒の健やかな成長を支える持続可能な学校教育を推進するためには、教員一人一人の心身の健康保持の実現と誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境を整備することが重要です。しかしながら、教員の長時間労働の深刻な実態が明らかになっており、このことは子どもたちの学びを支える教員の心身の健康に少なからず影響を及ぼすとともに、日々の教育の質にも関わる重大な問題になっています。

春日井市教育委員会では、これまで、愛知県教育委員会が策定した「教員の多忙化解消プラン」に沿って、月 80 時間を超過している教員の割合を 0% にすることを目標として、夏季休業中の学校閉校日の設定、部活動指導ガイドラインの策定、スクールソーシャルワーカー等の専門的な人材の配置などの取組を進めてきました。また、学校管理規則の「教育職員の業務量の適切な管理」にて、時間外在校等時間の上限を、1 か月 45 時間、年間 360 時間と定め、在校等時間の客観的な計測を行ってきました。さらに、愛知県教育委員会が策定した「働き方改革ガイドライン」を参考に、時間外在校等時間の縮減に向け、業務改善の推進に取り組んできました。

しかし、教職員の業務は、子どもたちの登校前や下校後も、授業研究や教材準備、課題の点検やテストの採点、部活動指導、保護者からの連絡・相談、地域や関係機関との会議等多岐にわたります。これまでの取組により、年々、時間外在校等時間の上限（月 45 時間・年 360 時間）を超える教員は減少傾向にあるものの、未だ一定数が上限時間を超えており、教職員の長時間勤務の縮減に向けて、早急に取り組む必要があります。

学校における働き方改革は、単に教員の在校等時間の縮減を目的とするものではありません。教員の勤務状況の改善によって生み出された時間的・精神的なゆとりを、自らを高めるために学ぶ時間や子ども一人一人と向き合う時間に充てることで、教員としての専門性を最大限に発揮し、子どもたちの学びへとつなげることができます。このような、「教育の質の向上サイクルの実現」を目指し、春日井市教育委員会では、関係機関、保護者や地域と連携することで教育職員の業務量管理及び健康確保するための計画を策定しました。

(2) 本市の現状

- 本市では、文部科学省が平成 31 年 1 月に定めた「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」及び愛知県が令和 3 年 5 月に定めた「県立学校における働き方改革ガイドライン」に基づき、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。
- こうした取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等 時間の状況について、令和 6 年度は以下のとおりであった。

【令和 6 年度 1 年間の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月 45 時間を上回る 職員の割合	月 80 時間を上回る 職員の割合
小学校	月 24.1 時間	11.6%	0.3%
中学校	月 23.8 時間	13.0%	1.0%

また、7 年度、4 月から 11 月までの 8 か月は以下のとおりであった。

【令和 7 年度 11 月までの 8 か月の時間外在校等時間の状況】

	8 か月平均	月 45 時間を上回る 職員の割合	月 80 時間を上回る 職員の割合
小学校	月 21.9 時間	10.0%	0.2%
中学校	月 22.7 時間	11.8%	0.6%

- 年々、時間外在校等時間が 45 時間を超える職員の割合が減ってはきているが、未だ 10%を上回っている。内容を見ると、特に学年学級事務や校務分掌に関する業務において負担感が大きくなっている。改めて業務の必要性を根本から見直すとともに ICT の有効活用を図るなどして、教育職員の業務に、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。
- こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第 8 条に基づき本計画を策定するものである。

2 目標

○ 本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1か月時間外在校等時間が45時間以内の職員の割合を100%にする。
(令和8年度末)
- ・ 1年間時間外在校等時間が360時間以内の職員の割合を100%にする。
(令和11年度末)

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

【カッコ内は令和6年度の数值】

- ・ 年間の年次有給休暇の平均取得日数を18日以上にする。【17日】
- ・ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を11%まで減少させる。
【12.2%】
- ・ ストレスチェックにおける健康リスクの値を75以下とする。【73.3】
- ・ ストレスチェックにおける「仕事や生活の満足度」の割合80%以上を目指す。
【41.3%】
- ・ 教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、ストレスチェックにおける「働きがい」の割合50%を目指す。【42.9%】

3 計画の期間

令和8年度～令和11年度

- ・ 令和8年度末までに、
 - 1か月時間外在校等時間が45時間以内の職員の割合 100%
 - 1年間時間外在校等時間が360時間以内の職員の割合 70%が目標
- ・ 令和9年度末までに、
 - 1か月時間外在校等時間が45時間以内の職員の割合 100%
 - 1年間時間外在校等時間が360時間以内の職員の割合 80%が目標
- ・ 令和10年度末までに、
 - 1か月時間外在校等時間が45時間以内の職員の割合 100%
 - 1年間時間外在校等時間が360時間以内の職員の割合 90%が目標
- ・ 令和11年度末までに、
 - 1か月時間外在校等時間が45時間以内の職員の割合 100%
 - 1年間時間外在校等時間が360時間以内の職員の割合 100%が目標

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

○ 本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1)「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

◇登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）

- ・ 各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進。地域コーディネーターや見守り隊などを通じて、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

◇児童生徒が補導された時の対応（「3分類」②関係）

- ・ 小中生徒指導担当者会等の場において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

◇保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」⑤関係）

- ・ 学校だけでは解決し難い問題の解決に向け、事案ごとに解決策を整理・提示する学校問題解決支援コーディネーターの配置など、首長部局とも連携して、学校問題解決のための支援体制の構築に向け検討していく。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

◇調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）

- ・ 校務支援システムやクラウド等の機能等を活用することによって、市から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。

◇部活動（「3分類」⑬関係）

- ・ 休日の地域クラブ活動を令和10年10月以降、認定地域クラブ制度へ移行するなど、段階的な地域展開を実現する。平日の部活動については、活動時間等の適正化を図り、令和10年度末までに、部活動指導員等、活動時間を確保するための人的配置について検討する。

◇児童生徒の休み時間における安全への配慮（「3分類」⑪関係）

- ・ 休み時間の児童生徒の安全の確保に向け、コミュニティ・スクールなどを通じて、保護者、地域住民等による校庭における児童・生徒の見守り活動を推進する。

◇校内清掃（「3分類」⑫関係）

- ・ 校内清掃については、日常的な清掃回数や範囲等を見直すとともに、コミュニティ・スクールなどと連携し、保護者、地域住民等との清掃活動の協働・分担を推進する。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

◇授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑮⑯関係）

- ・ 校務支援システムの機能やクラウド等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

◇支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑰関係）

- ・ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の生徒指導関係の校内会議への参加目標を50%とし、専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築する。【R7参加率21%】

- ・ 教育委員会において、医療・福祉・警察等の関係機関と学校との連携に関する研修を少なくとも年1回は実施することで、学校が組織として関係機関と連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことのできる体制を構築する。
- ・ 医療的ケア看護職員、学校生活支援員等の専門的な人材の学校への派遣を拡充する。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・ 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・ 当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ・ 年間授業時数を確保したうえで、学年始めの4月や2学期始めの9月には、5時間授業の日を多く設定する。
- ・ 会議や研修にクラウドを活用したり、校務に生成AIを活用したりするなどして業務の効率化を図り、「GIGA スクール構想の下での校務DXチェックリスト」に基づいた自己点検の達成状況を80.0%以上にする。【R7達成率74.1%】
- ・ 勤務時間外の留守番電話機能や電話の録音機能を令和8年度中に全校に設置する。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・ 1か月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施する。
- ・ 11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。（宿泊行事を除く）
- ・ ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善を推進する。【R7実施率80.7%】
- ・ 心身の健康問題についての相談窓口の周知を行う。
- ・ 長期休業中などにおいて、まとまった日数連続して年次有給休暇を取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- ・ 令和11年度までに、学校における定時退校日を毎週設定するよう推進する。また、長期休業中の学校閉校日の対象期間の拡大についても検討を行う。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・ 取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、市の HP で公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- ・ 各学校の在校等時間の状況を、教育委員会が毎月確認するとともに、具体的措置の取組状況について、市定例教育委員会で報告することとする。
- ・ 児童生徒や家庭が抱える医療・福祉などの課題に対応できる人材の確保に当たり、関係部局や関係機関と連携して取り組む。
- ・ 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している出退勤管理システムで把握し、ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標については、本市で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- ・ 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・ 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・ 保護者、地域の理解を促進するため、保護者や地域の各自治会等に対して、業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。